

(参考)

○「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について（令和5年3月2日付障精発0302第1号）新旧対照表の修正箇所

(傍線部分は令和5年3月2日からの改正部分)

新	旧
<p><u>様式1</u></p> <p><u>任意入院に際してのお知らせ</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>1. (略)</u></p> <p><u>2. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で気づかることがあります。</u></p> <p><u>3.～6. (略)</u></p> <p><u>7. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。</u></p> <p><u>8. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。</u></p>	<p>(3月2日付けの新旧対照表には記載なし)</p>

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

（削る）

（略）

様式 4

入院継続に際してのお知らせ

（略）

【入院中の生活について】

1. （略）

2. （略）

3. ～6. （略）

（削る）

様式 5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

（略）

記載上の留意事項

様式 4

入院継続に際してのお知らせ

（略）

【入院中の生活について】

1. （略）

2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に関係する行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）

② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3. ～6. （略）

7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

（3月2日付けの新旧対照表には記載なし）

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 (略)

様式 7

措置入院決定のお知らせ

(略)

【入院中の生活について】

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

2 (略)

3・4 (略)

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

様式 7

措置入院決定のお知らせ

(略)

【入院中の生活について】

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に係る行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）

② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3・4 (略)

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

1 (略)

自治体の連絡先 (電話番号を含む。)

2・3 (略)

様式 8

医療保護入院に際してのお知らせ

(略)

【入院中の生活について】

1. (略)

2. (略)

3. ～6. (略)

(削る)

様式 9

応急入院に際してのお知らせ

(略)

1 (略)

都道府県の連絡先 (電話番号を含む。)

2・3 (略)

様式 8

医療保護入院に際してのお知らせ

(略)

【入院中の生活について】

1. (略)

2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に関する行政機関の職員 (都道府県庁・指定都市の職員など)

② あなたの代理人である弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人となろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3. ～6. (略)

7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

様式 9

応急入院に際してのお知らせ

(略)

【入院中の生活について】

1. (略)

2. (略)

3. ～5. (略)

6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

(削る)

様式 19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

【入院中の生活について】

1. (略)

2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に係る行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）

② あなたの代理人である弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人となろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3. ～5. (略)

6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

(3月2日付けの新旧対照表には記載なし)

医療保護入
院年月日
(第33条第1
項・第2項
による入院)

昭和
平成
令和 年 月 日

今回の入
院年月日

昭和
平成
令和 年 月 日

入院形態

(略)

以上